

## 議案第 3 号

藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

**平成30年2月27日可決**

藤岡市長 新 井 利 明

## 藤岡市条例第 号

藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「にあつては100分の207.5」を「には100分の212.5」に、「にあつては100分の232.5」を「には100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、

平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。